

## 第 92 回倫理委員会議事要旨（2024 年 9 月 9 日）

### I 日時：

2024 年 9 月 9 日（月）14:00～15:50

### II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、矢萩由紀子（※）、吉村智明、井村知代（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 協議事項

#### 1. タックス・プランニングに関する倫理規則の改正について

担当副委員長から、2024 年 4 月 14 日付けで国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表されたタックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂の概要及び当該改訂を当協会の倫理規則に導入する場合の適用対象について、8 月 28 日に開催された第 12 回倫理委員会有識者懇談会における委員からの意見への対応も含めた説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 税理士資格を有していない場合でも、自己の所属する組織に関するタックス・プランニングであれば業務を実施できるが、そのような場合についても倫理規則の適用対象に含まれ、組織所属の会員の規定として導入されるのか。
- 公認会計士及び税理士の資格を有する会員がタックス・プランニング業務を実施する場合も、当協会の倫理規則の遵守を求めることが適切と考える。組織に所属し、税理士の資格を有していない会員がタックス・プランニング業務を行う場合については、慎重な議論が必要なのではないか。

（ご意見への対応）

税理士の資格を有していない組織所属の会員がタックス・プランニング業務を行う場合の考え方も含め、整理をしていきたいと考えている旨の回答があった。

- タックス・プランニングの規定を設けることは適切と考えるが、税理士資格を有して業務を実施する会員と、税理士資格は有していないが自己の所属する組織のために業務を実施する会員とで、参照すべき規定が明確になっているのか。例えば、パート6のように新たに区分を設けて規定を集約しなければ、混乱するのではないか。

(ご意見への対応)

会員がどの規定を参照すればよいか分かるように、例えば、どのような場合にどのセクションの規定が適用されるかを示した JP 項を新設する等の検討を進めている旨の回答があった。

- 会員は、信頼できる根拠があると判断できなければ、当該タックス・プランニングについて依頼人に提言又は助言をしてはならないという規定があるが、提言や助言をしなければそれで済むのか。または、会員には、当該タックス・プランニングが不適切であることまで含めて依頼人に対して提言することや、違法行為をできる限り阻止又は是正するようにアドバイスすることまで求めるのか。

(ご意見への対応)

信頼できる根拠がないと判断した場合は、会員は、当該タックス・プランニングに同意できない旨や依頼人がタックス・プランニングを追求した場合の結果を依頼人に伝えること、及び当該タックス・プランニングを関連する税務当局に全て報告することなどを助言することが、タックス・プランニング業務に関する規定の中で求められている旨の回答があった。

- IESBA 倫理規程では、業務の実施過程で信頼できる根拠の判断に影響を与える可能性のある状況を認識した場合には、信頼できる根拠の妥当性の再評価を行うという規定が設けられている。一方、業務の終了後に、信頼できる根拠の判断に影響を与える可能性のある状況が生じた場合、会員が依頼人とコミュニケーションを取ることを追加的に求める等の要求事項はないが、それに関する補足規定を含めた方がよいと考える。
- 会員が依頼人と追加的なコミュニケーションを取ることは、IESBA 倫理規程を超えて規則を厳格にすることになるため慎重に判断した方がよい。

(ご意見への対応)

業務終了後に信頼できる根拠の判断に影響を及ぼす可能性のある状況が生じた場合、何らかの対応が必要になることも考えられる。しかし、業務終了後にも契約が継続するとは限らないため、要求事項として規定することまでは難しいと考えている旨の回答があった。

- タックス・プランニングに係る関連業務の例示として、タックス・プランニングに関する税務当局との訴訟等を解決するために依頼人を支援することや、行政手続又は訴訟手続において依頼人を代理することが挙げられているが、訴訟手続を代理することは弁護士資格を必要とする業務に該当し、公認会計士や税理士の業務として適用されることは想定されないため、現在の記載では、誤解されるのではないかと。

(ご意見への対応)

いただいた点について、タックス・プランニングに係る関連業務に関して誤解が生じないように説明を行っていく必要があると考える旨の回答があった。

- 依頼人への助言の一環として、関連する税務当局に、当該タックス・プランニングに関する全ての事項を報告することを検討することとされているが、秘密保持との関係において、どのように整理するのか。

(ご意見への対応)

本規定は、会員が、依頼人が自ら税務当局に報告することを検討するように助言するという趣旨であり、会員自身が依頼人に関する事項を当局に報告することを求めるわけではないため、秘密保持との関連はない旨の回答があった。

- 要求事項を要約したフロー図を作成されているが、非常に分かりやすいため、資料に入れられるとよいと考える。

(ご意見への対応)

いただいたご意見を踏まえ、要求事項を要約したフロー図を資料に入れるか否かについて検討する旨の回答があった。

## ◆ 報告事項

### 1. IESBA 6 月会議報告について

担当副委員長から、IESBA 6 月会議について報告がなされた。具体的には、会計事務所等の文化及びガバナンス、集団投資ビークル (Collective Investment Vehicles: CIV)、年金基金及び投資会社コンプレックス (Investment Company Complexes: ICC)、サステナビリティ等について議論が行われた旨が説明された。

### 【主なご意見】

- サステナビリティに関する IESBA 倫理規程の今後のスケジュールについて、2024 年 9 月のボード会議で具体的な修正案の検討が行われ、12 月のボード会議で最終案の確定を目指しているとのことだが、公表時期については、国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB) から公表予定の国際サ

ステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」の公表から3か月程度遅れることになるか。

（ご意見への対応）

IAASB では ISSA5000 が9月に最終化され、IESBA では倫理規程の改訂が12月に最終化される予定であるため、3か月ずれることが想定される旨の回答があった。

## 2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp